

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 有村工業株式会社  
代表者及び住所 大阪府大阪市東淀川区小松1-14-32  
代表取締役 有村 章平
2. 指名停止措置期間 : 令和7年8月8日から令和7年9月7日まで(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 有村工業株式会社の元社長は、架空の加工費を計上するなどして所得を隠し、法人税と消費税1億5000万円余りを脱税したとして、令和7年7月3日、大阪地検特捜部に法人税法違反などの罪で在宅起訴されたとの報道がなされた。
5. 指名停止措置理由 : 有村工業株式会社の元社長が法人税法違反などの罪で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)